

公立大学法人宮城大学エコキャンパス推進会議規程

平成22年1月27日

規程第97号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学（以下「本学」という。）におけるエコキャンパスの推進に係る組織及びその運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「エコキャンパス」とは、本学における環境の維持、保全及び美化を図り、省資源及び省エネルギーを実践し、廃棄物の排出抑制、再利用及び再生利用を図り、並びに教職員及び学生の環境意識の向上に取り組むことなどによって実現される周辺環境と調和したキャンパスをいう。

(設置)

第3条 エコキャンパスの構築、推進等に関する重要事項を審議するため、宮城大学エコキャンパス推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第4条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 エコキャンパスの構築に関すること。
- 二 エコキャンパスの推進及び広報に関すること。
- 三 その他エコキャンパスに係る重要事項に関すること。

(組織)

第5条 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 各学群及び基盤教育群の教員 各2人
- 二 事務局職員 3人
- 三 学生代表 3人
- 四 その他議長が必要と認める者

2 推進会議の構成員（以下「構成員」という。）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第6条 推進会議に議長を置き、構成員である教員のうちから理事長が指名する。

- 2 議長は、推進会議を招集し、及び主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、構成員のうちから議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(議事)

第7条 推進会議の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 推進会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第1編 組織運営 エコキャンパス規程

(作業部会)

第8条 推進会議の所掌事項を円滑に遂行するため、作業部会を置く。

2 作業部会に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第9条 推進会議が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、事務局財務課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て行うものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の議を経て、議長が定める。

附 則 (H22.1.27 第16回理事会)

この規程は、平成22年1月27日から施行する。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (H26.6.25 第84回理事会)

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学エコキャンパス推進会議規程第5条第1項第1号の規定の適用については、「各学群」とあるのは、「各学群、各学部」と読み替えるものとする。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

